

# (福島県委託事業)被災した障がい児に対する相談・援助事業

## 事業内容

・東日本大震災及び原発事故により被災した障がい児(判断のむずかしい子どもも含む)を対象に以下の業務を実施する。

- ① 避難に関する相談: 特別な支援が必要な障がい児の避難先、避難方法についての相談を受ける。
- ② アセスメントと個別支援計画の作成: 臨床心理士や臨床発達心理士、言語聴覚士等の専門家がアセスメントを行い、障がい児に必要な支援の計画を作り、避難先や新しい生活の場の支援にスムーズにつなげる。
- ③ 療育・放課後支援: 保育士、児童指導員等が避難先で障がい児の療育を行う。
- ④ 子育ての相談: 避難生活での障がい児(判断のむずかしい子どもも含む)の子どもたちの子育てについて、家族からの相談を受ける。

JDDネットへの委託料→4人分の人件費・旅費、賃貸料等。基本的には県外から派遣する専門家への報酬費。③の事業の対応のための現地採用の保育士2名分を含む。

ゆうゆうクラブへの支援＝事業内容③「避難先での療育・放課後支援」

